

## 第2次新城市財政健全化推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市財政健全化推進本部規程（平成29年新城市訓令第12号）（以下「本部規程」という。）に基づき設置する第2次新城市財政健全化推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の構成)

第2条 本部は、次のとおり構成する。

- (1) 本部会議
- (2) 財務会計検討会議（以下「検討会議」という。）
- (3) 部会

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部規程第3条の規定に基づき組織する。

2 本部会議は、本部規程第2条に基づく事務について、審議し、決定する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、新城市庁内会議設置規程（平成19年新城市訓令第14号）第8条の規定に基づき組織する。

2 検討会議は、次に掲げる事項について調整及び審議を行う。

- (1) 本部会議に付議する事項
- (2) 部会において調査審議すべき事項
- (3) その他本部長が指示する事項

(部会)

第5条 本部は、本部規程第6条の規定に基づき、次のとおり部会を置く。

- (1) 歳出見直し部会
- (2) 歳入確保部会
- (3) 公共施設等管理適正化部会

2 部会は、部会間の情報を共有するため、必要に応じて部会連絡会議を行う。

3 部会は、本部会議で認められた課題等について、効果的な対応策を見出すための組織横断的な検討グループを置くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。